

## 第2次加東市総合計画(素案)への意見に対する考え方について【基本構想関係】

資料1

【意見の取扱区分】「●」基本構想に反映、「▲」基本構想に一部反映、「◇」参考意見(基本構想に反映しない)

10・11月特別委員会資料		1月特別委員会資料		
ページ	意見	意見の取扱区分	考え方(計画への反映について)	担当部署
序論 第3章 本市の魅力		序論 第3章 本市の魅力		
2 子育てしやすいまち		2 子育てしやすいまち		
20	実施している「0歳から中学3年生まで、医療費の全額助成」の文言をこの項目に挿入すべき。	●	市の一つの魅力として追記します。	保険・医療課
基本構想 第2章 将来目標		基本構想 第2章 将来目標		
4 都市構想		4 都市構想		
47	①4月24日の委員会資料別冊3 (P12) に「第1次総計の土地利用構想を継承・発展させ・・・計画的な土地利用を進める。」とあったので、都市構想と併せて土地利用構想も策定すべき。	◇	第1次総合計画では、土地利用、都市構造を定めていますが、第2次総合計画では都市構想として、それらを包括したものとしています。	まち未来課 企画協働課
	②『拠点と拠点などが地域公共交通網や道路ネットワークで結ばれた都市構造』と記述するなら、拠点となるべきところを示すべき。また、説明において、極という表現が使われていたが、拠点、極の位置づけを明確にすべき。	▲	都市構想は、点(極、拠点)、面(ゾーン)、線(軸)の3つの要素で構成しており、「極」は、住む、働く、学ぶ場所等の単一機能を有する地域を、「拠点」は、極から集う場所となる市街地エリア(社・滝野の市街地、東条の市街地)を示しています。また、各拠点が「拠点間連携軸」のネットワーク(道路、地域公共交通)で結ばれ、「極」と「拠点」が「地域連携軸」のネットワークで結ばれることを示しており、分かりやすいように都市構想図を一部修正します。	まち未来課 土木課 企画協働課
	③拠点と拠点などを結ぶ道路ネットワーク構想を示すべき。	◇	基本構想で定める都市構想は、今後10年間で目指していく都市の方向性を示したものであり、道路ネットワーク整備構想については、基本構想・基本計画に基づき、個別計画である都市計画マスタープランと整合を図りながら策定するため、基本計画に整備構想策定の旨を追記します。	土木課 企画協働課
	④都市計画マスタープランに「中国自動車道と国道175号が交差する地域一帯を都心拠点とし・・・」とあるが、ここでは国道175と国道372交差部周辺が「まちの拠点」としてふさわしいとある。マスタープランとの整合性を図るべき。	◇	現在、都市計画マスタープランの改訂作業を行っており、第2次総合計画との整合を図ります。(平成31年3月改訂予定)	まち未来課 企画協働課

47	⑤市の交通の優位性は中国自動車道であり、国道175号との交差部付近を中心市街地形成の必須要件と考えるべきではないか。	◇ 幹線道路及び幹線道路沿いに立地した商業サービスの集積をもって中心市街地と捉えるのではなく、商業、業務、居住等の都市機能が集積し、長い歴史の中で育み、各種機能を培ってきた「まちの顔」ともいうべきエリアを中心市街地と捉えており、Bio周辺を中心に社の商店街を含むエリアを中心市街地と認識しています。しかしながら、近年、中心市街地の魅力低下や衰退が進みつつあることから、長期的な視点に立った再整備の必要性があると考えています。	まち未来課 企画協働課
48	環境保全ゾーン  「農地や森林等の保全を基本としつつ、地域の実情に応じたメリハリのある計画的な土地利用の誘導を推進する」とあるが、このゾーンには兵庫教育大学がある。来年開学40周年を迎えるが、今後10年間も大学周辺の土地利用は継続したままなのか。大学等の意向を確認し、見直すことについて検討すべき。	◇ 大学周辺の都市的土地区画整理事業を推進するような大幅な見直しは検討していませんが、兵庫教育大学が立地するまちとしての価値を高めるため、大学との連携強化に努めたいと考えています。	まち未来課 企画協働課
<b>基本構想 第3章 まちづくりの方向性</b>		<b>基本構想 第3章 まちづくりの方向性</b>	
<b>◆「くらしづくり」の基本方針</b>		<b>◆「くらしづくり」の基本方針</b>	
51	(1) 住み慣れた地域で安心してくらせるまち  公共交通を利用できない移動困難者対策を福祉施策として図るべき。	◇ (1) 住み慣れた地域で安心してくらせるまち  公共交通を利用できない移動困難者については、移動だけの問題ではなく、在宅で生活されている場合は、家族介護者への支援や生活支援サービスの充実を図ることも大切であると考えています。また、在宅での生活が難しい場合は、施設入所など適切なサービスへの移行が必要であり、総合的な問題として捉え、多様なサービスを利用して支援していく必要があります。そのため、移動だけに限定せず、地域包括ケアシステムの構築を目指すことでの対応を考えており、具体的な施策については、基本計画に基づき、個別計画である高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に定めます。	高齢介護課
51	(1) 住み慣れた地域で安心してくらせるまち  地域完結型医療体制、地域包括ケアシステムについて、主要施策(18)(19)などで市はどのように取組んでいくのかを定めていない。県の地域医療構想のもと、加東市の地域完結型医療体制をどう確立するかを示すべき。	◇ (1) 住み慣れた地域で安心してくらせるまち  地域完結型医療体制の区域とは、地域医療構想（兵庫県）に定める二次保健医療圏域（北播磨圏域）であり、北播磨圏域での地域完結型医療体制の確保を目指しています。加東市は県保健医療計画や地域医療構想等の北播磨圏域の示す方針に基づいて、圏域内病院、小野市・加東市医師会、関係機関との連携を強化し、市民が必要とする医療を安心して受けられる医療体制づくりに取り組むこととしています。また、地域包括ケアシステムについては、特に高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、保健、医療、福祉の多職種が一体となって支援できるシステムの構築を目指すことを基本計画に定めており、具体的な施策については、それぞれ個別計画である、健康増進計画等と高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に定めます。	健康課 高齢介護課

## 第2次加東市総合計画(素案)への意見に対する考え方について【基本計画関係】

【意見の取扱区分】「●」基本計画に反映、「▲」基本計画に一部反映、「◇」参考意見(基本計画に反映しない)

10・11月特別委員会資料		1月特別委員会資料		
ページ	意見	意見の取扱区分	考え方(計画への反映について)	担当部署
<b>第3章 重点戦略</b>		<b>第3章 重点戦略</b>		
4	<p>○重点戦略2、重点戦略4 重点戦略2「加東ブランドによる選ばれるまちづくり」と重点戦略4「安全・安心・快適！加東住みよさブランドづくり」について。</p> <p>「ブランド」とは有形無形の価値であり、「ブランディング」とはその価値を訴求するための活動であると思うが、ここで表現されている「ブランディング」と「ブランド」の意味の捉え方を整理すべき。また、シティセールス、シティプロモーションと深く関わっていくものであると思うが、これらはどう関連していくのか定めるべき。</p>	●	<p>○重点戦略2、重点戦略4 都市ブランドは、まちに対する愛着や誇り、好感や期待感を抱いてもらうこと、また、その感覚・感情であり、都市ブランディングは、都市ブランドを創り上げていく手法であると捉えています。これに加え、重点戦略2のみ「加東ブランディングによる」という手段を表記していただき、これらを踏まえ「誇れる選ばれる加東ブランドづくり」に変更します。あわせて、重点戦略4を「安全・安心で快適な住みよいまちづくり」とします。また、シティセールスとシティプロモーションは、互いに類似する意味を持つことから、魅力の維持・向上、まちの認知度やイメージの向上、そのための市内外への魅力発信を総称して、シティプロモーションという表現に一本化します。なお、重点戦略2「誇れる選ばれる加東ブランドづくり」との関連は、「関連する協働の取組」に定めます。</p>	企画協働課 まち未来課
7	<p>○重点戦略4 国土交通白書によれば、「多極ネットワーク型」とは、コンパクトシティ類型のひとつで「合併前の旧町村中心部を地域拠点として、中核拠点とネットワークで結ぶまちづくり」とある。「多極ネットワーク型都市構造」を創造するのであれば「多極ネットワーク型コンパクトシティ」というような表現にすべき。</p>	◇	<p>○重点戦略4 本市では、国土交通省が示すコンパクトシティの構造は概ね形成されていることから、各拠点、各地域が持続可能な活力を維持し、道路・地域公共交通ネットワークによって、相互の機能を補完する、暮らしやすい都市構造を目指します。その構造を「多極ネットワーク型の都市構造」としていることから、表現を維持します。</p>	まち未来課 企画協働課
	<p>主要施策の「協働の取組」のうち、重点的に取組むこととしていると説明のあった取組（手法）は、その旨明示すべき。</p>	◇	<p>重点戦略において、「関連する協働の取組」として定めます。</p>	企画協働課

<b>I 未来を創造するひとを育むまち</b>		—	
<b>施策2) 学びや育ちを支える教育環境づくり</b>		—	
<b>(5) 健全な子どもを育てる環境づくり</b>		—	
23	<p>④教職員の勤務時間の適正化「市の取組」</p> <p>大きな社会問題となっている教職員の勤務時間の適正化においては、その勤務時間の改善、適正化についての取組みを基本計画で定め、指標も定めるべき。</p>	<p>◇</p>	<p>—</p> <p>教職員の勤務時間の適正化は、主として兵庫県教育委員会の取組であることから、基本計画の取組から除きます。しかし、大きな課題であると認識しており、市教育委員会としても引き続き教職員を支援していくと考えています。</p>
<b>II 人と自然が共生した健やかで快適にくらせるまち</b>		<b>III 人・暮らし・自然が調和した共生・協働のまち</b>	
<b>施策1) 快適で便利な環境にやさしくらしづくり</b>		<b>施策1) 環境にやさしくらしづくり</b>	
<b>(15) 廃棄物の減量・リサイクルの推進と処理体制の効率化</b>		<b>(12) 廃棄物の減量・リサイクルの推進と処理体制の効率化</b>	
43	<p>①廃棄物の減量・リサイクルの推進「市の取組」</p> <p>事業系ごみの搬出量減量のための市の方針を基本計画で定めるべき。</p>	<p>◇</p>	<p>①廃棄物の減量・リサイクルの推進「市の取組」</p> <p>事業系ごみの排出量減量についての具体的な取組は、個別計画であるごみ処理基本計画において定めます。</p>
	<p>②廃棄物の適正処理の推進と効率的な処理体制の構築「市の取組」</p> <p>滝野地域の埋め立てごみの処理方法について基本計画で定めるべき。</p>	<p>◇</p>	<p>②廃棄物の適正処理の推進と効率的な処理体制の構築「市の取組」</p> <p>滝野地域の埋め立てごみの処理方法も含め、ごみ処理一元化に係る具体的な取組は、個別計画であるごみ処理基本計画・一般廃棄物処理実施計画において定めます。</p>
<b>(16) 地球環境の保全に向けた取組の推進</b>		<b>(13) 地球環境の保全に向けた取組の推進</b>	
46	<p>○まちづくりの指標</p> <p>①太陽光発電などエネルギー施策の重要性の目標値について。「市の取組」として『地域住民や事業者が、主体的に取組む温室効果ガスの排出抑制に関する活動を促進します。』としているが、6年後の目標値が同じ（変わらない）なのはどうか。基準値よりも高く設定して、そのための啓発をすべき。</p>	<p>●</p>	<p>○まちづくり指標</p> <p>H23年度からH29年度の市民アンケートの結果から、エネルギー施策の取組の定着とともに、市民の満足度は上昇していますが、一方で、重要度は低下傾向になっているため、市民のエネルギーに対する関心を高める取組を行い、引き続き、満足度を高めていくとともに、重要度については、目標値を見直し、上昇に向けて取り組みます。</p>

-		IV 子どもから高齢者まで安心してくらし続けられるまち		
施策2) 医療の充実		施策1) 医療の充実		
(18) 地域医療の確保		(20) 地域医療の確保		
49	①地域医療の確保「現状と課題」 市の『現状』を具体的に記述すべき。	◇	①地域医療体制の整備「現状と課題」 市においても北播磨圏域と同じ課題があるということが現状・課題であり、その中でも市において特に確保が必要な医療として、市の取組に「小児医療と在宅医療など」と定めます。	健康課
	②保健・医療・福祉の連携強化「市の取組」 『現状と課題』に「顔の見えるネットワークが必要」とあるが、「顔が見える」とは何か。現状の「見える化が図れていないこと」の課題を抽出し、課題に対する対策を基本計画で定め、「顔の見えるネットワーク」を構築すべき。	▲	②保健・医療・福祉の連携強化「市の取組」 顔が見えるとは、支援者間の連携が図れる状態で、相互に担当者がつながっていることを意味しています。現在も連携は行っていますが、より一層きめ細やかで切れ目のない支援を行うためには、個々の担当者の顔がわかり、支援者がチームでかかわる意識をもつなど、情報の共有化、ネットワークの強化が必要であり、その取組を基本計画で定めます。	健康課
	②保健・医療・福祉の連携強化「市の取組」 県地域医療構想における連携の促進では、「病病・病診連携を推進するため北はりま絆ネットへの参加促進に取組む」とあるが、市内の医療機関の参加状況を指標にすべき。また、北はりま絆ネットについて記述すべき。	◇	②保健・医療・福祉の連携強化「市の取組」 北はりま絆ネットは、県が定める北播磨圏域での施策であり、今後もシステムのあり方等の検討に取り組むこととしていることから、市の指標とはしないこととします。	健康課
	①、②共通 県地域医療構想における北播磨圏域の病床の機能分化・連携の促進、在宅医療の充実、医療従事者の確保についての加東市における現状と課題及び具体的な施策を基本計画で定めるべき。	◇	①、②共通 県の地域医療構想等の内容を受けて、市としての現状、課題又は具体的な内容を、関係機関等と協議、調整を行い、次期健康増進計画等で定めます。	健康課
50	○まちづくりの指標 ①医療体制の満足度について。「医療体制」とはなにかを明示すべき。 また、これを指標にいれるのなら、「協働の取組」に、医療体制の現状と課題、市の取組、市民・地域・事業者等の取組を基本計画で定めるべき。	◇	○まちづくり指標 医療体制の満足度は、指標の考え方のとおり、医療体制を満足と感じる市民の割合であり、これに対する取組については、「①地域医療体制の整備」において、市民が必要な医療を安心して受けられる体制をつくることとしています。	健康課

(19) 病院事業の安定運営		(21) 病院事業の安定運営	
51 52	②病院事業の経営改善「市の取組」  経営改善については、指標として、経営収支比率のみでなく医業収益、医師数確保等の指標も定めるべき。 公営企業法全部適用に移行したことによる効果が検証できる指標を定めるべき。	▲	②病院事業の経営改善「市の取組」  指標として、常勤医師数を追加設定します。なお、経営状況を測る指標として、経常収支比率（費用対収益）を設定するため、同比率の構成要素となる医業収益は加えません。また、地方公営企業法の全部適用のみをもって、効果を検証し得る指標は見当たりません。
<b>III 子どもから高齢者まで誰もが安心してくらし続けられるまち</b>		<b>IV 子どもから高齢者まで安心してくらし続けられるまち</b>	
<b>施策2) 地域福祉の推進</b>		<b>施策3) 地域福祉の推進</b>	
(29) 地域包括ケア体制の推進		(29) 地域包括ケアの推進	
72	④多様な生活支援の充実「市の取組」  超高齢化社会と核家族化が進む中では、独居老人、老人のみ世帯、老老介護や買い物困窮者等の増加が深刻な問題となる。そのような「高齢者の孤立化を防止」するために現状と課題を抽出し、市の取組を基本計画で定めるべき。	▲	④多様な生活支援の充実「市の取組」  超高齢化社会等が進む中、高齢者の孤立化の問題が出ていますが、他の問題を含め、それらを包括した取組（対策）として、高齢者を支援する地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組むことを基本計画で定めます。その取組の中で、高齢者自身が介護予防に取り組み、生きがいづくりや社会参加の推進により、社会とのつながりを持つとともに、多様なサービスを導入することや見守り体制を強化することなどで、孤立化防止につながると考えています。現状と課題、市の取組、将来あるべき姿に、関係する文言を追記するとともに、具体的な取組は、個別計画である高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で定めます。
<b>IV 地域資源を活かしたにぎわいや活力があふれるまち</b>		<b>VII 戦略的経営と協働で創造する魅力あふれるまち</b>	
<b>施策2) 商工業振興とまちのにぎわい創出</b>		<b>施策2) 定住・移住の促進とにぎわいの創出</b>	
(36) 地域産業の活性化		(49) にぎわいと活力があふれるまちづくり	
85	③企業誘致等の促進「市の取組」  企業誘致のための受け皿として「新たな工業用地の創出」に関して記述すべき。 また、団地化に拘ることなく個別の適地を調査し、用途地域の見直しについて早急に取組むべき。	▲	②まちのにぎわいと活力の創造「市の取組」  新たな工業団地用地の創出に取り組む旨を定めます。なお、工場立地が可能な用途地域は、周辺環境への影響が大きく、慎重に検討する必要がありますが、現時点では、見直しが必要又は可能な箇所はないと考えています。

—		V 地域産業が躍動する活力あふれるまち		
—		施策2) 商工業・観光産業の活性化と雇用対策の充実		
(36) 地域産業の活性化		(34) 商工業の振興		
86	○まちづくりの指標 ②創業者件数と併せて継続して操業している事業者数も指標に定めるべき。	●	○まちづくり指標 平成30年度以降の創業者の継続操業件数の指標を新たに設定します。	商工観光課
	○まちづくりの指標 ③「協働の取組」の内容で製造品出荷額等のアップに繋がるとは思えない。製造品出荷額等を指標とすることが適切か。	●	○まちづくり指標 製造品出荷額等は、市内約160社の製造業事業所による出荷額等であり、経営基盤の安定化と事業承継支援、操業継続支援の充実を図ることで、安定した操業につながり、結果として製造品出荷額等に反映されると考えますが、取組内容に対する指標として評価しにくいため、公共用地などの既存ストックを活用した「企業誘致件数」に変更します。	商工観光課
—		VI 豊かで快適な暮らしを支える都市基盤が整備されたまち		
—		施策1) 都市基盤の整備充実		
(39) 持続可能な都市基盤整備の推進		(39) 持続可能な都市基盤整備の推進		
91	②都市機能の充実「市の取組」 市街化区域の拡大に積極的にとどめるべき。	▲	②まちの拠点形成の推進「市の取組」 拡大が必要な箇所はあると認識しており、市街化区域への編入についての取組を定めます。	まち未来課
	②都市機能の充実「市の取組」 「中心市街地」における国道175号・372号交差部周辺・・・とあるが、第2次総合計画でも同様に交差部周辺を中心市街地と位置付けとするのか。国道175・372号交差部周辺は本当にまちの拠点にふさわしいエリアなのか。よほど土地利用の規制緩和をしなければまちの拠点となるのは難しいのではないか。	◇	②まちの拠点形成の推進「市の取組」 商業、業務、居住等の都市機能が集積し、長い歴史の中で育み、各種機能を培ってきた「まちの顔」ともいべきエリアを中心市街地と捉えており、Bio周辺を中心に社の商店街を含むエリアを中心市街地と認識しています。しかしながら、近年、中心市街地の魅力低下や衰退が進みつつあることから、長期的な視点に立った再整備の必要性があると考えています。	まち未来課
	③地域特性に応じた土地利用の推進「市の取組」 農業的土地利用と都市的土地利用との共生とあるが理解しにくいので、記述する必要はない。	◇	④地域特性に応じた土地利用の推進「市の取組」 市街化調整区域では、土地利用の制限を行い環境保全に努める一方で開発圧力が高い地域もあり、地域特性に応じた土地利用を推進していく観点から、農業的土地利用と都市的土地利用という表記をしています。	まち未来課

92	○まちづくりの指標 ③の指標、平成34年の新規居住者の目標値3件はあまりにも低すぎます。制度を最大限に生かし徹底した努力をすべき。	●	○まちづくり指標 目標値を、3件から20件に変更します。	まち未来課	
<b>VII 戰略的経営と協働で創造する魅力あふれる安全なまち</b>		<b>VIII 戰略的経営と協働で創造する魅力あふれるまち</b>			
<b>施策1) 戰略的行政経営の創造</b>		<b>施策1) 戰略的行政経営の創造</b>			
(47) 社会潮流を的確に捉えた行政経営の推進		(43) 社会潮流や市民意向を的確に捉えた行政経営の推進			
107	<p>③行政組織の見直し「市の取組」 「総合計画と連動した組織体制を構築する」とあるが、未だに示されていない。組織体制案を早急に示すべき。</p> <p>④統計調査を有効活用したまちづくり施策の展開「市の取組」 「・・・調査結果の分析により市や地域の様々な課題を分析・把握することで、根拠に基づいた効果的な施策を立案し、様々な事業を展開します。」とあるが、市のHPには加東市統計書は26年度分までしか掲載されていない。 今年度予算で統計の分析事業があるが、統計の分析・整理ができていない状況で「市の取組」全般を示すことができるのか。 第2次総合計画の策定にあたっては統計分析事業の結果を反映させるべき。</p>	—	<p>③行政組織の見直し「市の取組」 現段階での案は、別紙のとおりです。なお、3月議会において事務分掌条例の一部を改正する条例案を提案する予定にしています。</p> <p>④統計調査を有効活用したまちづくり施策の展開「市の取組」 平成27年度以降の市の統計データについては、現在行っている統計分析とあわせて整理を行っており、そのデータや各種統計調査結果を基に分析を進めています。分析結果については、効果的な施策立案や地域別計画の策定に向けた調査・研究材料等に活用することとしており、具体的な取組（事業）を定める実施計画において反映していきます。</p>	企画協働課	
(48) 新たな行政需要に対応した施策の展開		—			
109	<p>①教育施策の総合的推進「市の取組」 施策が「戦略的行政経営の創造」ならば、兵庫教育大学との連携について明示すべき。</p>	◇	<p>—</p> <p>「輝く加東 まちづくりコンソーシアム」や兵庫教育大学子育て支援ルーム「かとうGENKi」、国際交流など、兵庫教育大学との連携による取組については、各分野において個別に定めることから、この施策体系における取組としては定めません。</p>	企画協働課	

(49) 効率的で効果的な交通サービスの実現		(45) 効率的で効果的な交通サービスの実現	
111	②地域公共交通ネットワークの形成「市の取組」 地域公共交通網形成計画に計画の目標を達成するための17の施策が掲げられている。その中で、優先的に取組むべき重要施策のひとつに「タクシーの有効活用に向けた取組」がある。「タクシーの有効活用」についても明示すべき。	◇	③地域公共交通の利用環境整備「市の取組」 公共交通空白地の解消に向けては、まず市町村運営有償運送の導入を進め、困難な場合に乗合タクシーの導入を検討することとしているため、取組の方向性を示す基本計画には定めません。また、もう一つの取組である、福祉タクシー事業については、別の施策において定めます。 企画協働課
	③地域公共交通の利用環境の整備「市の取組」 小中一貫校開設に伴うスクールバスの有効利活用などに積極的に取組む計画を策定すべき。	◇	②地域公共交通ネットワークの形成「市の取組」 平成33年度の東条地域小中一貫校開校後のスクールバスの運行状況を踏まえて検討していくため、平成34年度までを計画期間とする前期基本計画にはその取組を定めません。 企画協働課 教育総務課
112	○まちづくりの指標 ②運行ダイヤ、路線等の変更件数で、ダイヤの変更件数2件に関して、地域公共交通網形成計画にある天神電鉄小野駅線および社三田線の路線変更だけでも2件を上回るので、目標値としては適切ではない。 また、ダイヤの変更は「成果」ではないから、指標としてあげること自体が不適切である。	▲	○まちづくり指標 目標値の2件は、神姫バス社三田線の運行ルート変更と米田ふれあい線の新たな利用区間設定を想定しており、天神電鉄小野駅線の路線変更等については、地域主体の地域公共交通の取組状況により流動的となるため含めていません。また、バス、鉄道の乗継待ち時間の短縮のためのダイヤ変更は、取組の成果を測る一つの指標になると考えており、このダイヤ変更1件を加え目標値を3件に変更します。 企画協働課
	○まちづくりの指標 ③交通手段の確保に対する市民の満足度、④地域主体の地域公共交通の取組数は、地域公共交通網形成計画の重点施策をしつかり取組めば、自ずと目標値が達成できると考える。よって公共交通網形成計画の優先的に取組むべき重要施策を指標とすべき。	◇	○まちづくり指標 地域公共交通網形成計画に定める重要施策に係る指標は既に設定しており、それらの取組による総合的な成果を測るために、「交通手段の確保に対する市民の満足度」を設定しています。 企画協働課
—		施策2) 定住・移住の促進とにぎわいの創出	
(50) シティセールスの推進		(48) シティプロモーションの推進	
113	③移住・定住施策の展開「市の取組」 文が簡略なので、『市民・地域・事業者等の取組』の「市民は、市の良さを見直し、市への移住・定住につながるように、市の魅力を市外に積極的にPRします。」というように具体的な表記にしてはどうか。	●	①まちの認知度・イメージの向上「市の取組」 市民のふるさと加東への愛着や誇りの醸成、市内外への魅力発信などによる定住・移住の促進と交流人口の増によるまちのにぎわいの創出に関する取組を集約し、その中で具体的な表記に変更します。 企画協働課

—		III 人・暮らし・自然が調和した共生・協働のまち		
施策2) 協働のまちづくりの確立		施策3) 協働のまちづくりの確立		
(52) 協働のまちづくりによる地域の活性化		(17) 協働のまちづくりによる地域の活性化		
117	<p>①協働のまちづくりへの取組 いずれの主要施策においても「協働の取組」としている点からも、市と市民、事業者が同じベクトルでまちづくりに取組む必要がある。「協働の指針」を総合計画で定め、共有し、まちづくりを進めるべき。地域別計画策定時に定めるものではないと考える。</p>	<p>◇</p> <p>①協働のまちづくりへの取組 基本構想の「「協働」を基本としたまちづくり」に基づき、具体的な協働のかたち・あり方（進め方、役割など）を別途定めることを基本計画に定めます。</p>		企画協働課
VIII 行政経営基盤が安定したまち		VIII 戦略的経営と協働で創造する魅力あふれるまち		
施策1) 安定した行政経営基盤の確立		施策1) 戰略的行政経営の創造		
(57) 適正な職員数の確保と人材育成		(47) 適正な職員数の確保と人材育成		
127	<p>①適正な職員数の確保「市民・地域・事業者等の取組」 「市民は、市を愛し市をPRし、市民のために働く若い世代の確保に協力します。」というような表記にしてはどうか。</p>	<p>◇</p> <p>①適正な職員数の確保「市民・地域・事業者等の取組」 職員数の確保においては、市の経営運営事項の一つであるという認識から「市民・地域・事業者等の取組」に記載の文章を削除します。</p>		総務課
	<p>○まちづくりの指標 「職員の勤務時間の適正化」の取組を新たに設定。 平成28年度決算特別委員会で、職員アンケートの結果17.8%の職員が高ストレスかその手前にあるとの答弁があつたことや、働き方改革等の観点からも職員についても基本計画と指標で定めるべき。</p>	<p>◇</p> <p>○まちづくり指標 アウトソーシング（外部委託）を活用することによる長時間勤務の常態化の解消や適正な職員数を確保することによる安定した市民サービスの提供及び仕事と私生活の調和が取れるなど、職場環境の整備に着手することが労働環境の改善にもつながるものと考えています。従いまして、本主要施策で設定している「市の職員数」、「職員満足度」、「深夜残業時間数」の指標数値をクリアすることで、職員の勤務時間が適正かどうかを推測することができることから「職員の勤務時間の適正化」を別途追加しないこととします。</p>		総務課
—		IX 安定した行政経営基盤と危機管理による安全・堅実なまち		
—		施策1) 安定した行政経営基盤の確立		
(58) ICTの利活用による市民サービスの安定化と利便性の向上		(51) ICTの利活用による市民サービスの安定化と利便性の向上		
129	<p>①ICTの利活用の推進「市の取組」 ICTを利活用した事業をさらに実施し、市民サービスの充実へ向けた取組みをより一層推進します。」というような表記にしてはどうか。</p>	<p>●</p> <p>①ICTの利活用の推進「市の取組」 「ICTを利活用した事業を拡充するなど」の文言を追記します。</p>		総務課